

議第5号

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の廃止に伴い改正しようとする。

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評価 審査委員会委員までに係る部分 （略）		高山市職 員の旅費 に関する	教育委員会委員から固定資産評価 審査委員会委員までに係る部分 （略）		高山市職 員の旅費 に関する
公務災害補償等認定 委員会委員～災害弔 慰金等支給審査委員 会委員（略） <u>ごみ処理施設建設検 討委員会委員</u> ごみ処理施設建設事 業者選定委員会委員 ～水源地域保全審議 会委員（略）	日額 9,100円	条例（昭 和37年 高山市条 例第21 号。以下 「旅費条 例」とい う。）に 規定する 市長等の 旅費額に	公務災害補償等認定 委員会委員～災害弔 慰金等支給審査委員 会委員（略）  ごみ処理施設建設事 業者選定委員会委員 ～水源地域保全審議 会委員（略）	日額 9,100円	条例（昭 和37年 高山市条 例第21 号。以下 「旅費条 例」とい う。）に 規定する 市長等の 旅費額に
行政不服審査審理員の項・スポー ツ推進委員の項（略）		相当する 額	行政不服審査審理員の項・スポー ツ推進委員の項（略）		相当する 額
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）か ら臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱 託員及びこれらの者に準ずる者までに係る 部分（略）			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）か ら臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱 託員及びこれらの者に準ずる者までに係る 部分（略）		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。